

インターネットアンケート調査結果

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正
(案) などについて

- 1 調査の概要
- 2 回答者について
- 3 調査結果

令和4年10月

鳥取市企画推進部 秘書課広報室

1 調査の概要

(1) 調査の目的

鳥取市では、平成23年3月に制定した「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」において、お互いの人権が尊重され、差別や偏見、人権侵害のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、この条例に基づく人権施策基本方針を策定して具体的な人権施策推進のための事業を実施してきました。しかしながら、社会情勢の変化等により人権課題は多様化、複雑化し、インターネットやSNSの発達、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、誹謗中傷や差別的言動等の被害が深刻な社会問題となっています。このような状況を踏まえ、本市では、市民や事業者と協力して人権啓発に一層取り組むよう、差別のない人権尊重の社会づくり条例を一部改正することを検討しており、その参考として皆様のご意見をいただきたくアンケートを実施するものです。

(2) 調査対象

令和4年度鳥取市広報モニター 116人

(3) 調査方法

インターネット上に設置したアンケートに回答

(4) 調査期間

令和4年9月28日(水)～10月11日(火)

(5) 回答者数

100人 (回答率: 86%)

2 回答者について

○年齢

	回答者数	回答者割合
10代	1	1.0%
20代	14	14.0%
30代	21	21.0%
40代	24	24.0%
50代	21	21.0%
60代	14	14.0%
70代	4	4.0%
80代	1	1.0%
合計	100	100.0%

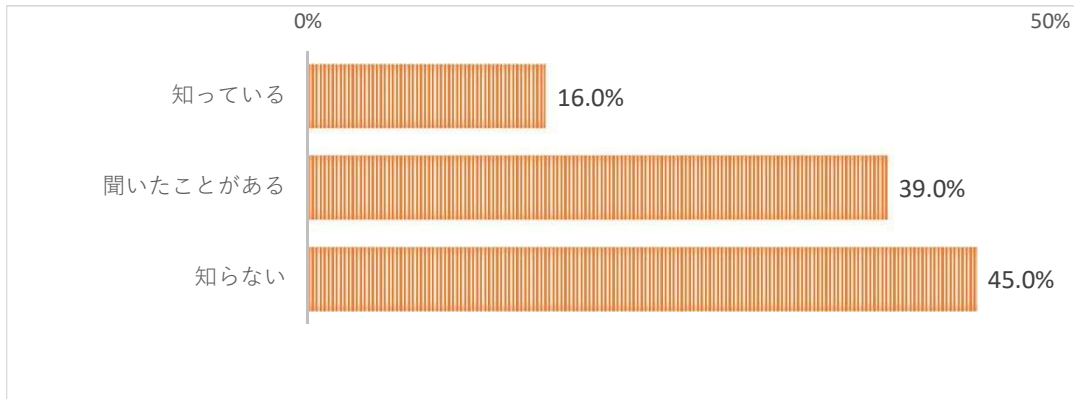
100

○居住地

	回答者数	回答者割合
鳥取地域	85	85.0%
国府地域	6	6.0%
福部地域	2	2.0%
河原地域	1	1.0%
用瀬地域	1	1.0%
佐治地域	1	1.0%
気高地域	2	2.0%
鹿野地域	1	1.0%
青谷地域	1	1.0%
合計	100	100.0%

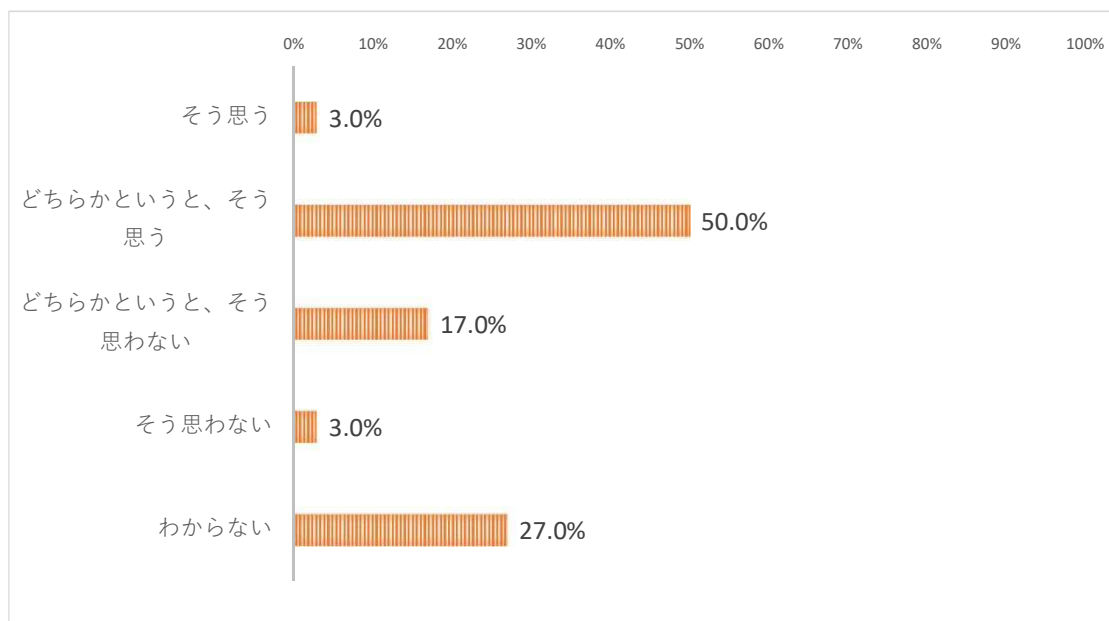
3 調査結果

問1 あなたは「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を知っていますか。



回答	回答数	割合
知っている	16	16.0%
聞いたことがある	39	39.0%
知らない	45	45.0%
合計（回答人数）	100	100.0%

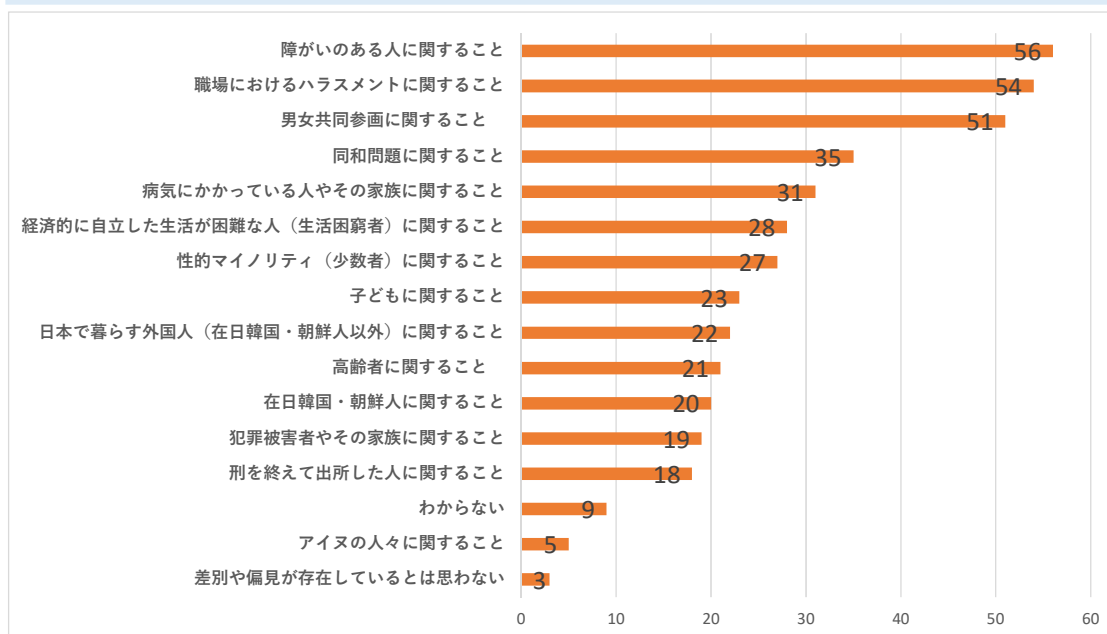
問2 あなたは、今の鳥取市は、人権が尊重される社会になっていると思いますか。



回答	回答数	割合
そう思う	3	3.0%
どちらかというと、そう思う	50	50.0%
どちらかというと、そう思わない	17	17.0%
そう思わない	3	3.0%
わからない	27	27.0%
合計（回答人数）	100	100.0%

問3 あなたは、鳥取市内において、どのような人権問題があると思いますか。

(複数選択可)



回答	回答数	割合	順位
障がいのある人に関すること	56	13.3%	1位
職場におけるハラスメントに関すること	54	12.8%	2位
男女共同参画に関すること	51	12.1%	3位
同和問題に関すること	35	8.3%	4位
病気にかかっている人やその家族に関すること	31	7.3%	5位
経済的に自立した生活が困難な人（生活困窮者）に関すること	28	6.6%	6位
性的マイノリティ（少数者）に関すること	27	6.4%	7位
子どもに関すること	23	5.5%	8位
日本で暮らす外国人（在日韓国・朝鮮人以外）に関すること	22	5.2%	9位
高齢者に関すること	21	5.0%	10位
在日韓国・朝鮮人に関すること	20	4.7%	11位
犯罪被害者やその家族に関すること	19	4.5%	12位
刑を終えて出所した人に関すること	18	4.3%	13位
わからない	9	2.1%	14位
アイヌの人々に関すること	5	1.2%	15位
差別や偏見が存在しているとは思わない	3	0.7%	16位
合計	422	100.0%	

(複数回答)

問4 差別のない人権尊重の社会をつくるために、特にどのような取組が必要だと思いますか。（複数選択可）

回答	回答数	割合	順位
学校での人権尊重の意識を高める教育	71	19.6%	1位
企業等の職場における人権啓発推進の取組の充実	66	18.2%	2位
家庭での人権尊重の心を育てる教育	59	16.3%	3位
行政による積極的な広報・啓発活動の実施	58	16.0%	4位
人権侵害を受けた人に対する相談支援体制の充実	44	12.2%	5位
地域における人権啓発推進の取組の充実	28	7.7%	6位
住民組織、NPOなど民間活動団体への活動支援	26	7.2%	7位
その他	5	1.4%	8位
わからない	3	0.8%	9位
市民一人ひとりの人権意識は十分高まっており、これ以上の取組は必要ない	2	0.6%	10位
合計	362	100.0%	

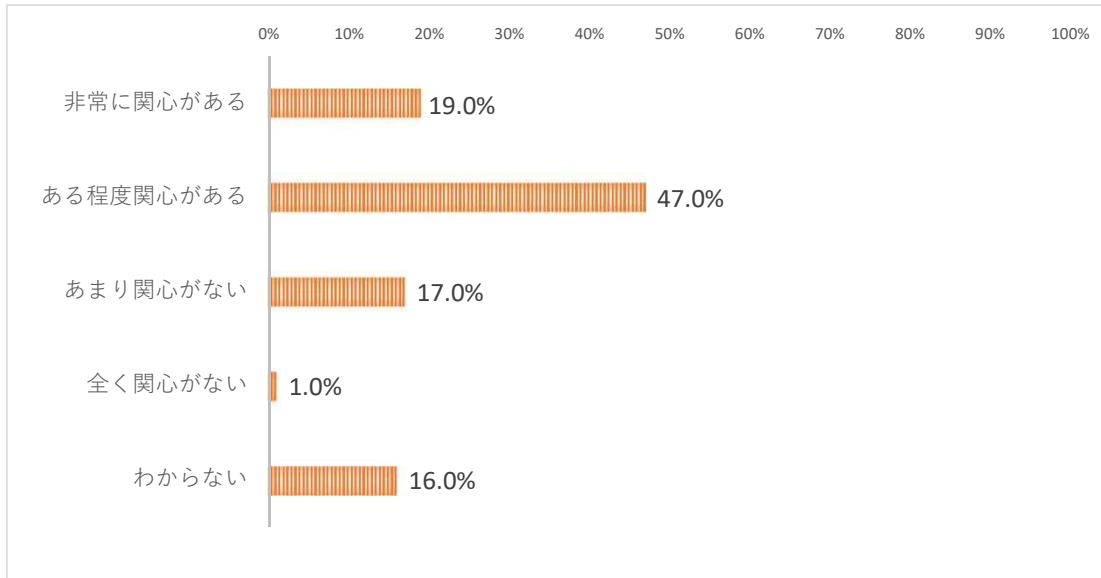
その他（5件）は次のとおり

- ・鳥取市における人権問題について、具体的にわかりやすく提示すること。
- ・教育を受けても結局は机上論で終わってしまうことが多い。実際に差別の対象となりやすい人たちとの交流や共存の場を増やし、相手をよく知れる機会を増やすのも一つの手ではないかと思う。
- ・どのような背景の人が差別をしたのかを、相談者の話などから把握すること。統計を取ってみる。
- ・パートナーシップ制度などの導入
- ・パートナーシップ条例の策定

問5 「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の一部改正に対するご意見がありましたら、ご記入ください。

回答は、別紙のとおり

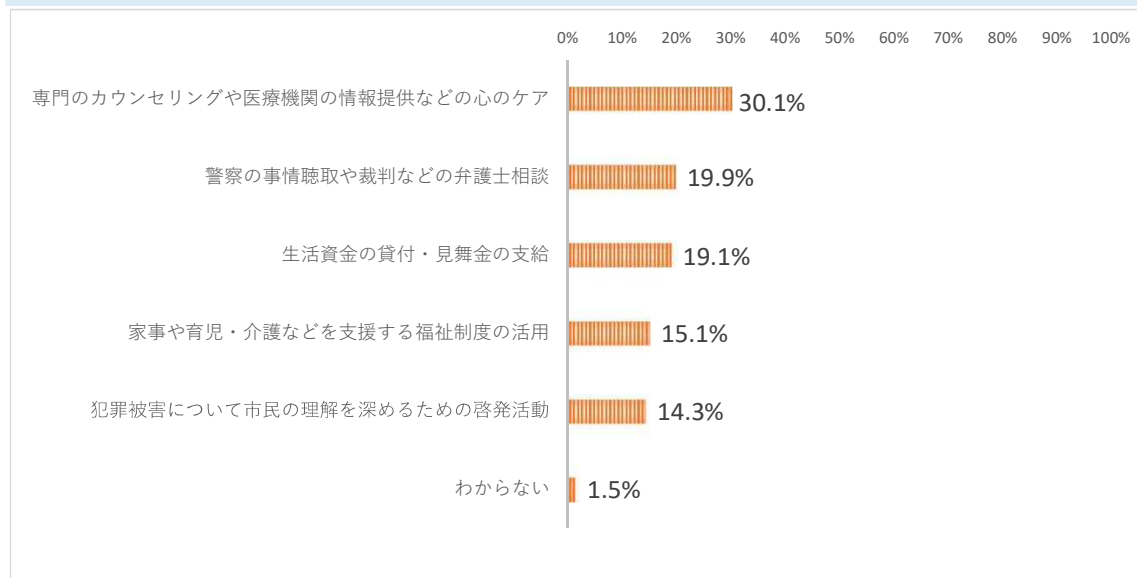
問6 鳥取市では現在、犯罪被害者とその家族（以下犯罪被害者等）への支援の取組を進めています。犯罪被害者等の支援施策として、情報提供や相談を行う総合窓口の設置、見舞金の支給などがありますが、あなたは犯罪被害者等支援についてどの程度関心がありますか。（1つだけ選択）



回答	回答数	割合
非常に興味がある	19	19.0%
ある程度興味がある	47	47.0%
あまり興味がない	17	17.0%
全く興味がない	1	1.0%
わからない	16	16.0%
合計	100	100.0%

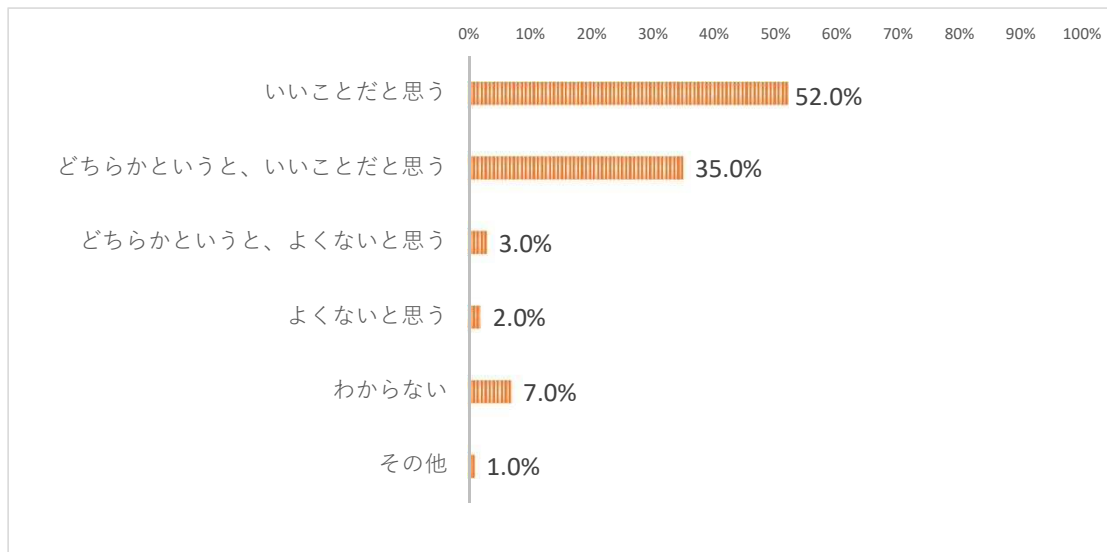
問7 犯罪被害者等への支援として、どのような取組が必要だと思われますか。

(複数選択可)



回答	回答数	割合
専門のカウンセリングや医療機関の情報提供などの心のケア	82	30.1%
警察の事情聴取や裁判などの弁護士相談	54	19.9%
生活資金の貸付・見舞金の支給	52	19.1%
家事や育児・介護などを支援する福祉制度の活用	41	15.1%
犯罪被害について市民の理解を深めるための啓発活動	39	14.3%
わからない	4	1.5%
合計	272	100.0%

問8 「同性パートナーシップ制度」(※)を自治体が導入することについて、どう考えられますか。



回答	回答数	割合
いいことだと思う	52	52.0%
どちらかという、いいことだと思う	35	35.0%
どちらかという、よくないと思う	3	3.0%
よくないと思う	2	2.0%
わからない	7	7.0%
その他	1	1.0%
合計	100	100.0%

その他は”意見なし”

(別紙)

問5 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」の一部改正に対するご意見がありましたら、ご記入ください。(自由記載) (抜粋)

1	時代様相の変化、社会課題、実情に対応した、わかりやすく、啓発向上、幅広い支援、そして実行性と人権意識を高める改正であるべき。
2	行政が今の世の中に合わせて条例を改正するという事はとても有意義だと感じます。ただ改正した後の周知をしっかりとしなければ、改正しただけで終わってしまうのではと危惧します。
3	誰が見ても分かりやすい言葉(説明)での改正が必要だと思う
4	誰もが安心安全なまちづくりを広く啓発活動をしてもらえるようにしてもらいたい。
5	どんな差別があるのか、不明瞭で分からない事が多々あるので。広く広報活動をして欲しいです。
6	そもそも条例があることを知らなかったので、内容がわからない。まずは、どんな年齢の市民でも知っているという状況ではないと差別は改善されないのでは、と思う。
7	相談に来られた人の話などから差別をした人の背景について統計を取り、各事業を運営する上での参考や、取り組みを進める上での方向性を定めるように、より強化するとともに、差別をしてしまう人への支援も同時に行う体制であればよりよいと思う。各種の支援、カウンセリングなど、差別する側にも焦点をあてていくことがより必要になる。
8	鳥取は人口の多い地域に比べると、個人個人が大切にされている印象です。特に子ども、高齢者、障がい者などには住みやすいよい環境だと思っています。 反面、コロナウイルス感染者に対する偏見は、ひどかったように思います。
9	今回のアンケートによって「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を初めて知りました。時代とともに差別の認識や種類が違っていると思います。この機会に条例について認識したいと思います。
10	みんな、違ってそれでいい、それが良い。と思います。鳥取市は結構、前向きに積極的に取り組まれていると思います。このまま、継続的に成長していけるように、今後とも益々よろしく願います。
11	このアンケートへの回答に際し、あらためて「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」および「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を読み返してみました。 現行の鳥取市の条例で特に気になったところは、第3条(市民の役割)です。具体的に市民が「何をすべきか」や「どんなことをしてはならないか」が示されていないと思います。 一方、鳥取県の条例では、第7条(差別のない社会づくりの推進)で、かなり具体的に示されています。人権教育・啓発は強制されるものではありませんが、人権尊重の社会づくりのために「市民のあるべき姿」を具体的に条例で明示することによって、鳥取市のめざすものが明確になり、市民の意識が高まることにつながるように思います。 鳥取県と鳥取市の条例が同じである必要はありませんが、第2条第4項に「国、県、関係団体等との連携に努める」とあるように、条例の内容においても県とうまくつながりながら、鳥取市の独自性が表現されることを望みます。「市民の役割」が明確になることで、第5条(人権施策基本方針)第2項の(2)に示されている「人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発」において、やるべきことがはっきりしてくると思います。

(別紙)

12	条例については分からないので記入できませんが職場ではハラスメントはあります。職場に相談しにくいので行政が定期的にアンケート調査をして頂けて指導していただけるとありがたいです。
13	今の若い人の会社などでの研修の時間が取れていないのではないのでしょうか？行政が踏み込んでデータを取って改善のための旗振りが出来る様になれば良いと思います。
14	住民に対して、アンケートの実施や会社内で必ずハラスメントなど時期を決めてアンケートなどをとるべきだとおもう。相談窓口があっても相談さえできない人もいます。
15	鳥取市は、人権尊重の社会づくりに、力を入れてきていると思います。が、自分自身一部改正について読んだことはあってもよく把握できていなくて申し訳ありません。性的差別やマイノリティ、ヤングケアラーなど、追加項目が会ったのでしょうか？より良いものへと、変更されるのは望ましいと思います。
16	<p>申し訳ありませんが、私はこの条例を知りませんでした。そして、価値観の違う人を色眼鏡で見たり、噂話をしたり・・・ということはよくある話だと思います。しかし、当の本人は差別している気は全くないのだらうと思います。そもそも自分では差別している自覚がないのだから、あまり改善されないのではないかと思います。何があったの？と相手に寄り添って話を聞く人はさらに少ない。子どもの世界だけではなく、大人の世界でも当たり前にいじめや無視は行われていると思います。子どもの世界でのいじめがなくなるには、まずは大人の世界でのいじめがなくなると難しいように思います。</p> <p>幸せな子どもたちを育てるために、妊婦さんの幸福度アップを目指してはどうでしょう？ これから親となっていくことへの不安で、メンタルも落ち込みやすい妊婦さん。この時期を穏な気持ちで前向きに過ごせるよう動画を作り、リラクゼーション・子育て・コミュニケーションの基礎・自己肯定感の高め方・メンタルケアなどを総合的にサポート！もちろん質問も受け付けて！これぞ、『子育て王国とっとり』では？</p>
17	これを機に、公立中学校、公立高校のジェンダーレス制服や、小学校のジェンダーレス水着の導入も急いで欲しいです。露出を苦痛に感じて着替えられない子どもがいますが、個人の特例で認められるのはその子にとってさらに苦痛になるため、全体的に一斉に認められるのが望ましいのです。人権教育の観点からも、男女で制服が異なることは性差別に通ずるところがあります。
18	差別は、自分の中から生まれるというよりも、植え付けられたもののように思います。自分にとっての当たり前は、他の誰にも当てはまらないんだということを、子供たちが見てわかるような社会。例えば学校の制服、髪型をはじめ、全員が同じときに同じことをやるような、昔からあるおかしい習慣をなくしていく。一人一人を尊重できる。子どももお年寄りも。そんな世の中を望みます。

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)の概要

1 条例改正の背景・目的

- これまで市では、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」(平成 23 年施行)において、お互いの人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、本条例に基づく人権施策基本方針を策定し、人権施策の取組を進めてきた。
- ネット社会等の社会情勢の変化や価値観が多様化する中、複雑化する人権課題に的確に対応した人権施策の実効性を高めていくためには、その担い手である市民および事業者の協力がより一層重要である。
- 現行の条例には、市の責務と市民の役割が規定されているが、事業者の役割については個別の条項がなく、市民と事業者がそれぞれの役割を理解し、市とともに協力して取組を進めていくよう、事業者の役割の規定が必要と考える。
- 最近では、新型コロナウイルス感染症や性的マイノリティに関する差別・偏見など、新たな人権問題が発生している。
- 事業者においては、労働施策総合推進法や育児・介護休業法の改正により労働者の権利保護が強化され、ハラスメント防止対策や仕事と育児の両立、働きやすい職場づくりのための取組が一層求められている。また、障害者差別解消法の改正により、事業者には社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をすることが義務付けられる。

2 前回協議会の意見

- 事業者の役割を追加するという点について、市人権推進協議会の企業部会とも連携して協力してやっていくという考えか。社員が少数の事業所も加入され人権施策の周知に努められているという状況があるので、これを一つの契機として、さらなる参加、取組を進めていただきたい。
- 背景・目的の労働に関する部分、ここに具体的な法令を載せた方が市民に分かりやすい。
- 人権三法という言葉、使うとすれば、差別解消三法、差別解消に関わる三法というふうに、現状の差別を解消していくというのが目的だということが分かる記載にして欲しい。
- 背景・目的に性的マイノリティのことを入れてはどうか。条例の中に性的指向・性自認が急に出てくるのが違和感がある。

【前文について】

- アイヌ新法(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律)を前文に入れてはどうか。
 - アイヌ新法については、アイヌの人たちのことアイヌの人の活動を知っているからこそ、もう少し時間をかけて、市の条例に入れるかどうか検討すべきと考える。
 - 差別禁止条例とか、包括的なものを、理念法ではないもの、踏み込んだものを、条例改正するならやってもらえないか。
 - 他にも新しい法律ができているかもしれない。そういったリサーチも必要ではないか。
 - 一回の協議でということではなしに、時間をかけて協議すべき。
- 前文の改正については、十分な議論を踏まえて、次の機会の条例改正に向かいたいと考えます。

【裏面へ】

3 条例改正案の概要

(1) 「事業者の役割」を追加（第1条、第4条、第5条）

○事業者を追加（第1条）

目的に、市の責務と市民の役割に加え、「事業者の役割」を明示。

○事業者の役割を規定（第4条）

事業者は、事業活動を行うにあたり、全ての人の人権を尊重し、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めることを規定。

○事業者を追加（第5条）

「事業者」を明示し、市と協働して差別のない人権尊重の社会づくりに努めることを明確化。

(2) 「市の責務」の改正（第2条第2項）

市の責務に、新たな人権課題として、感染症、犯罪被害者及びその家族、性的指向及び性自認を追加。

4 条例改正の手続（スケジュール案）

令和4年8月、12月 差別のない人権尊重の社会づくり協議会による協議

令和5年1月 パブリックコメントによる意見募集

2月 2月定例会市議会に提案

3月 条例案可決、条例公布

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例（平成23年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例 平成23年3月25日 鳥取市条例第3号</p> <p>全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められている。</p> <p>この理念の下に、私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。</p> <p>しかしながら、社会状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。</p> <p>このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり（以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。）に関し、</p>	<p>○鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例 平成23年3月25日 鳥取市条例第3号</p> <p>全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められている。</p> <p>この理念の下に、私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。</p> <p>しかしながら、社会状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。</p> <p>このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり（以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。）に関し、</p>

市の責務及び市民（市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人 をいう。以下同じ。）、事業者（市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策（以下「人権施策」という。）の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとする 感染症等の病気に関わる人、犯罪被害者及びその家族、性的指向及び性自認等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努めるものとする。

4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。

（市民の役割）

市の責務及び市民（市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人 又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策（以下「人権施策」という。）の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとする さまざまな病気に関わる人等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努めるものとする。

4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。

（市民の役割）

第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、その事業活動において、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(市民及び事業者と市との協働)

第5条 市民及び事業者と市は、協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針等)

第6条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市民と市との協働)

第4条 市民及び市は、協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針等)

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

- 3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。
- 4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。

(協議会の委員)

第8条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任

- 3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。
- 4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。
- 3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べるすることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第9条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第11条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(協議会への委任)

第12条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(協議会への委任)

第11条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止)
- 2 鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「廃止条例」という。)第8条の規定に基づく委員は、この条例第7条の規定に基づく委員とみなす。
この場合において、当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
(鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止)
- 2 鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に廃止前の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「廃止条例」という。)第8条の規定に基づく委員は、この条例第7条の規定に基づく委員とみなす。
この場合において、当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残存期間とする。

人権施策基本方針第2次改訂 体系図

基本的な考え方

めざす社会

鳥取市に、暮らし、働き、学び、集うすべての人の人権が尊重される社会

人権尊重の基本理念

- ・差別、人権侵害が許されないものであることを基本に置く社会
- ・世界人権宣言や日本国憲法に規定されている具体的な権利を保障し、一人ひとりが輝いて生きることのできる人権尊重都市鳥取市の実現を目指す

基本的施策の推進と体制の確立

連携・参画・周知

- ・国・県等関係機関との連携
- ・当事者の参画
- ・新たな法律の周知

基本的施策

- ・人権擁護の推進
- ・人権意識の高揚を図る取り組み
- ・人材育成の取り組み
- ・相談機能強化の取り組み

推進体制

- ・庁内推進体制の強化・情報共有
- ・国、県、市町村、関係機関、団体との連携・協力
- ・相談員の資質向上を含めた人材育成

さまざまな人権問題への取り組み

同和問題(部落差別)

男女共同参画に関する人権問題

障がいのある人の人権問題

子どもの人権問題

高齢者の人権問題

外国人の人権問題

病気にかかわる人の人権問題

個人のプライバシーの保護

アイヌの人々の人権問題

刑を終えて出所した人の人権問題

犯罪被害者やその家族の人権問題

性的マイノリティの人権問題

ハラスメント(職場における)に関する人権問題

非正規雇用等による生活困窮者の人権問題

インターネットにおける人権問題

災害時における人権問題

自死にかかわる人の人権問題

※ 新たに推進方針を明示した人権問題



	年度	令和4年度 準備作業		令和5年度 改訂作業													
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	庁内作業																
	事務局(素案)作成	←							素案提示								
	事務局(素案)修正							←									
	パブリックコメント									←							
	最終(案)作成										←						
	最終内部調整										←						
	改訂完了(公表)													←			
2	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会																
	協議会の開催				● 第1回	● 第2回			● 第3回	● 第4回		● 第5回					
	基本方針改訂について				作業グループ案	← 部会・意見集約 →			← 審議 →			最終審議					
	協議会への諮問			○													
	協議会最終答申												○				
3	市議会・委員会説明					○			○			○					

令和4年12月12日
 第2回 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会
 議事内容
 ①鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の改正について
 ②鳥取市人権施策基本方針の第3次改訂について
 ・事務局から第3次改訂のスケジュール案を提示

令和5年4月
 諮問

令和5年5月
 第1回 協議会
 ・事務局から各人権問題の現状と課題、施策の推進方針(骨子)を提示
 ・部会(人権問題別の作業グループ)案を提示

令和5年6月
 第2回 協議会
 ・部会に分かれ、現状と課題、施策の推進方針(骨子)について協議
 ・第2回協議会后、6月から8月にかけて各部会で協議、意見集約

令和5年9月
 第3回 協議会
 ・部会の意見を踏まえ、事務局が素案を提示
 令和5年10月
 第4回 協議会
 ・前回の審議を踏まえ、素案の修正(パブコメ前の最終協議)
 令和5年11月
 市民政策コメント(パブリックコメント)の実施
 令和5年12月
 第5回 協議会
 ・パブコメ意見を踏まえた最終案の協議
 ・答申について
 令和6年1月
 答申 会長から市長へ

犯罪被害者等支援条例の制定について

《今年度の主な取り組み》

■市民政策コメントの実施

10月3日から10月24日まで、犯罪被害者等支援条例について市民政策コメントを実施した。(提出意見なし)

■鳥取県警察本部との「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」

10月21日、犯罪被害者等への支援を充実させるため、鳥取県警察本部と「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結。協定締結により、相互に連携協力して犯罪被害者等の心情に寄り添い、被害の軽減と早期回復に向けた支援に取り組むことを確認した。

● 協定内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 連携協力
- 第4条 秘密の保持
- 第5条 協議

● 締結日：令和4年10月21日（金）

● 会 場：鳥取県警察本部



深澤 鳥取市長 半田 鳥取県警察本部長

■「犯罪被害者等支援にかかる職員研修会」の実施

11月28日、犯罪被害者等の人権問題について現状及び課題等を学び、犯罪被害者等施策に取り組む意義や必要性、犯罪被害者等の支援について共通理解を深めることを目的に市職員を対象に研修会を開催した。

●と き：令和4年11月28日（月）

10:00～12:00

●ところ：市役所本庁舎6階 第6～8会議室

●参加者：市職員（管理職含む） 計57名

(1) 講義①

演 題：犯罪被害者等の現状と被害者支援
講 師：前田 浩二（鳥取市人権教育推進員）

(2) 講義②

演 題：警察の被害者支援
講 師：白岩 美穂 氏（鳥取県警察本部広報県民課 被害者支援室長補佐）



■今後の予定 パネル展の開催、啓発リーフレットの作成

鳥取市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市の犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 市民 市内で暮らし、働き、学び、又は事業を営む全ての人をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し市の状況に応じた総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、警察、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体その他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者

議 案

等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

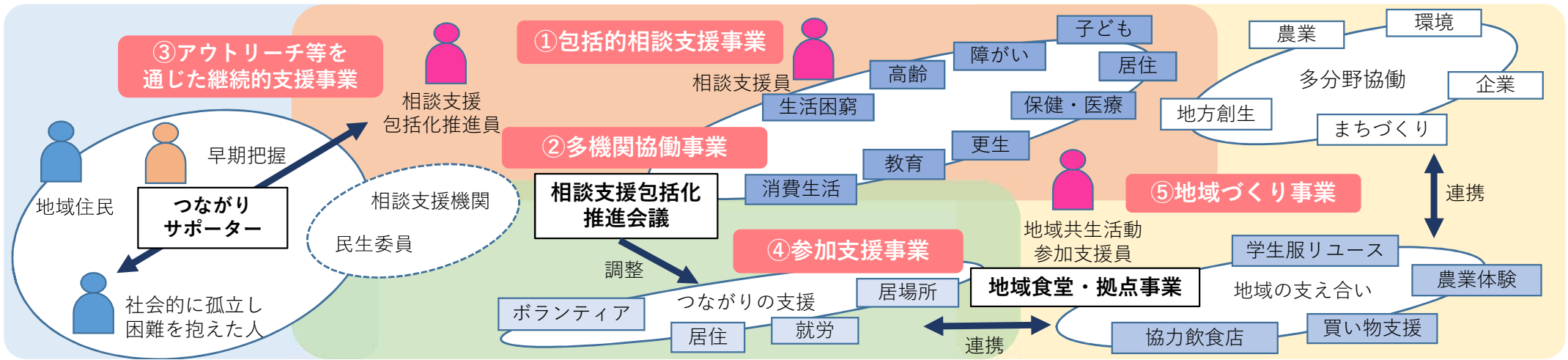
地域共生社会実現に向けた「重層的支援体制整備事業」

資料 7

改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。（鳥取市：令和4年度より実施）

I 相談支援	①包括的相談支援事業	相談支援員の増員やSNS等を活用した支援環境の整備により、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める。	相談支援員 増員1名
	②多機関協働事業	多機関協働の調整役を担う相談支援包括化推進員を配置し、市全体の体制として支援の進捗状況等の把握と伴走支援ができるように支援する。	相談支援包括化推進員 新規1名
	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ支援員の配置と社会的孤立防止サポーター養成を行い、支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていく。	
II 参加支援	④参加支援	既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域資源等を活用し社会との繋がり作りに向けた支援を行う。	地域共生活動参加支援員 新規1名
III 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業	地域食堂を拠点にした地域の支え合いと多様な主体の参画により、住民が主体的に地域課題の解決を試みる活動を創出するための支援を行う。	



つながり サポーター 養成研修

ひとりぼっちをつくらない地域社会の創造を目指します

日時 **2022**年**12**月**4**日 日

9:30~16:30

場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール (幸町151)

定員 **40**名 (先着順)

受講料 **無料** 申込期限 **12**月**2**日 金

対象者 関心のある方 どなたでも

- ・地域食堂、高齢者サロン、認知症カフェ等に関わっておられる方
- ・地域福祉活動関係者、ひきこもりや高齢単身者等に係る支援者 他

お申し込み方法

下記二次元バーコードもしくはお電話にてお申し込みください。



主催 鳥取市中央人権福祉センター

Tel : 0857-24-8241

Fax : 0857-24-8067

E-mail : jin-chuo@city.tottori.lg.jp

○趣 旨

深刻化する「社会的孤立」に対応するためには、まずは「つながる」ことが支援の第一歩です。問題を深刻化させない、あるいは問題を抱えながらも生きていくためには、つながる=ひとりにしないことが大切です。「つながりサポーター」の取組は、個人に対する支援の一環であるとともに、人を孤立させない=ひとりぼっちをつくらぬ地域社会の創造を目指します。

○研修日程 2022年12月4日(日)

9:30 12:30	説明「つながりサポーターの意義と役割・活動について」
	講義①「地域共生社会の実現と“助けて”と言えない人への支援」 原田 正樹 氏 / 日本福祉大学 社会福祉学部 教授。 専攻は地域福祉、福祉教育。日本地域福祉学会会長、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長などを務める。
	講義②「“伴走型支援”つながり続けることを目的とする支援」 奥田 知志 氏 / NPO法人 抱樸 理事長。東八幡キリスト教会牧師。 これまでに3,600人(2021年3月現在)以上のホームレスの人々の自立を支援。
	休憩
13:30 16:30	グループワーク① ・伴走型支援の理解を深める ・身近にある多様な孤立ケースについて
	グループワーク② ・事例検討から考える ・チームワークと社会資源とのつながりについて
	総括コメント

○修了認定 受講された方には、修了証を交付します。

○会場地図

